

教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員）		
年 月 日		
氏名		
職 業 分 野	職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書、教材		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
実 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 資格、免許		
2 職務の経歴及び職務上の業績		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 著書、論文、その他の成果発表		
2 特許等		
3 その他		

（注）

- 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、2に掲げる教員について、別記様式第4号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。
- この書類は、次の（1）から（3）までの教員について、作成すること。
 - 専門職大学設置基準第38条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第39条第1号、第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。）、専門職短期大学設置基準第35条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第36条第1号、第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。）、大学設置基準第13条第5号若しくは第6号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第14条第1号、第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第7号に該当すること（これらの号に該当することにより同令第24条第1号、第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により、教授、准教授、講師又は助教になろうとする者。
 - 専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。）、専門職短期大学設置基準第36条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。）、大学設置基準第14条第5号に該当すること（同号に該当することにより同令第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。）又は短期大学設置基準第24条第4号に該当すること（同号に該当することにより同令第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。）により、准教授、講師又は助教になろうとする者。
 - 専門職大学設置基準第41条第3号、専門職短期大学設置基準第38条第3号、大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第25条の2第3号に該当することにより、助教になろうとする者。
- 「研究業績等に関する事項」の欄の「1 著書、論文、その他の成果発表」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。